

第3章 建築基準法取扱い

4. 設備関係規定

1 節水型機器（大便器）の使用について

2（削除H21.12.01：火を使用する室等の必要換気量について）

3（削除H21.12.01：階段室付近の給湯器の設置について）

4（削除H21.12.01：耐火二層管の取扱い（排水管等））

5（削除H21.12.01：耐火二層管の取扱い（風道））

6（削除H21.12.01：告示第1111号の取扱い（E L V乗降ロビー））

7（削除H21.12.01：開放廊下に面する乗降ロビーの雨水対策について）

8 防火シャッター等によるエレベーターかご内への閉じ込め防止について

9（削除H28.10.31：小荷物専用昇降機の設置について）

設	1	問合せ先：建築審査課（711-4583）
節水型機器（大便器）の使用について		
関係条文等	福岡市節水推進条例	
実施年月日	H16.5（改正）	
<p data-bbox="207 504 1364 582">福岡市節水推進条例に基づき、大便器は水の使用を節約するため、市が指定した節水型機器を使用して下さい。</p>		
備考		

設	8	問合せ先：建築審査課（711-4583）
防火シャッター等によるエレベーターかご内への閉じ込め防止について		
関係条文等		
実施年月日		
<p>乗場戸直前の防火シャッター等、かご側から開くことができない防火設備で昇降路のたて穴を区画する場合は、乗客が閉じ込められる恐れがある。</p> <p>従って、閉じ込めを防ぐため、当該防火設備が作動した階では停止・戸開きをしないような、防火設備との連動管制運転が必要となる。</p> <p>参考：</p> <p>(財)日本エレベーター協会標準 JEAC-A408 「防火設備との連動管制運転方式に関する標準」、 (財)日本シャッター・ドア協会 「エレベーター乗場戸に接する鋼製防煙シャッターの設計・施工基準（エレベーターとシャッターの火災管制について）」(平成 14 年 11 月 22 日)</p>		
備考		